

みどり通信

第179号 2010. 8. 6

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● FX 2活用事例	P9
● 税務	P4	● これからの研修	P10
● 損害保険	P5	● 夏期休業のご案内	P10
● 生命保険	P6	● あとがき	P10
● 社会保険	P7	● 営業カレンダー	P11
● 一倉 定 経営心得	P8		



7/10 西田文郎先生セミナー開催 たくさんの方においでいただきありがとうございました

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

8月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。
次の内容は、8月4日のホームページ掲載のものからです。

『取引先危険度判定シート…』

先日、ある広告を見て購入した書籍、帝国データバンク情報部著『会社はこうして潰れていく』（中経出版）が先日到着。

早速読んでみると、最近の20社ほどの有名企業の倒産事例をあげ、なぜその会社が倒産に至ったのかを検証することで読者に疑似体験できるような構成となっています。

巻末に、「取引先危険度判定シート」が折り込まれていたのでその一部（抜粋）を紹介します。

● 社員・役員について

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| 1. ワンマン経営である。 | 2. 内紛がある。 |
| 3. 不在のことが多い。 | 4. 家庭が円満でない。 |
| 5. 仕事より優先しているものがある。 | 6. ブレーンが機能していない。 |
| 7. 社長・役員に活力がない。 | |
| 8. 市場動向・コスト意識などの発想に客観性がない。 | |
| 9. 意思決定が遅い。 | 10. 公私混同が目に余る。 |
| 11. 従業員をけなすことがある。 | 12. 意思が弱い、人が良すぎる。 |
| 13. 有能な幹部が退職している。 | |

● 従業員について

1. 経理担当者が不在がちだったり退職している。
2. 従業員の社長や幹部に対する悪口が増えている。
3. 接客や電話応答に身が入らない。

● 商品・技術・サービスについて

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. 納期が守られていない。 | 2. 在庫に極端な増減がある。 |
| 3. 荷動きに不審な点がある。 | 4. 在庫管理が適正でない。 |
| 5. 特定の取引先への安売りがある。 | 6. 検収が甘くなっている。 |
| 7. 単品技術を過信している。 | 8. 仲間取引が急増している。 |

● 財務・資金繰りについて

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| 1. 売上高の横ばい、減少が3年以上続いている。 | 3. 財務諸表に急変がある。 |
| 2. 3期連続の赤字となっている。 | 5. 借入金が月商の3倍以上である。 |
| 4. 金利負担の増加に疑問がある。 | 7. 取引銀行の格や数が適正ではない。 |
| 6. 取引銀行との関係が悪化している。 | 9. 決済日が増加している。 |
| 8. 小口の支払を手形で支払っている。 | 11. 減価償却が適正ではない。 |
| 10. 仕入先からの受取手形がある。 | |

● 上記以外について

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 本業外への投資が目立っている。 | 2. 事務所やトイレが清潔ではない。 |
| 3. 不審な人物が出入りしている。 | 4. 会議が急に多くなっている。 |
| 5. 人材育成がないがしろにされている。 | 6. 極端な経費節減を言い出している。 |
| 7. 取引先が急に変更されている。 | 8. 極端な秘密主義である。 |

上記は、新規に取り引きを始めるとき、あるいは既存取引先の信用を確認するときに、営業担当者と審査担当者が取引先をチェックする項目とのことで、危ない兆候への気づきにつながる・・・と説明が書かれています。

自社が生き残るために、このチェックリストを自問自答してみることも大事のよう
です。

<http://www.chukei.co.jp/business/detail.php?id=9784806132516>

企業の決算書の分析だけではなく、キャッシュフロー計算書を分析することも倒産
リスクを見極める大事な要素です。

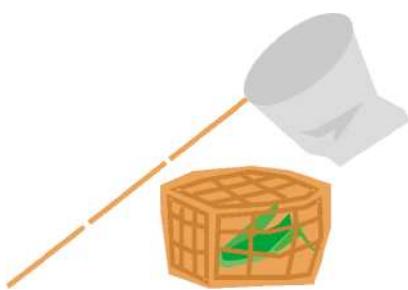
キャッシュフロー計算書は、①営業活動によるキャッシュフロー（営業CF）、②投
資活動によるキャッシュフロー（投資CF）、③財務活動によるキャッシュフロー（財
務CF）の3つに分けられますが、この3つが+かーかによって会社の状況を判断でき
ます。

1. ①が+ ②が- ③が- の会社・・・・優良企業
2. ①が+ ②が- ③が+ の会社・・・・積極投資型企業
3. ①が- ②が+ ③が+ の会社・・・・経営が危ぶまれる企業

決算書と違って、キャッシュフロー計算書は、お金の流れを表していますので誰が
作成しても同じ結果となるため、適正な判断材料となります。

皆さんの会社は1・2・3のうちのどれに該当しますか！！

税理士 山 口 昇



税務

遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する、所得税の課税の取消しについて

先月、課税判断に影響を及ぼす裁判の判決が最高裁において示されました。一審では二重課税、二審では二重課税ではない、というように判断がわかれ、非常に難しかった裁判事例でした。

これは、生命保険加入者が死亡した後に遺族が年金形式で受け取る保険金についてどう取り扱うかが争点となっており、**従来の課税実務**においては、

- ・年金を受け取る「権利」（年金受給権） → 相続財産として認識し、相続税の計算を行う。（相続税課税）
- ・相続人が受け取った年金は「雑所得」 → 所得税の計算上、課税所得の一部を構成し、所得税の計算を行う。（所得税課税）

とされてきましたが、これを違法な二重課税だとして課税の取り消しを求めていたものです。

国側は、相続の対象になるのは年金の「受給権」であって、毎年現金で受け取る「年金」とは異なるので二重課税にはあたらないと主張していましたが、先日、平成22年7月6日付最高裁判決において、年金の各支給額のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないものというべきであると判示され、遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税が取り消されました。

- これをうけて、翌日発表の財務大臣の方針や、国税庁のホームページでは、
- ・これまでの法令解釈を変更し、所得税額が納めすぎとなっている方の過去5年分の所得税については、「更正の請求」を出していただき、それを経て減額の更正を行い、税金をお返しする。
 - ・具体的な対応方法については、対応方法が確定次第、国税庁ホームページや税務署の窓口などにおいて、適切に広報・周知を図っていく。
 - ・また、過去5年分を超える納税分の救済については、財務大臣の方針にもあるように、子細を検討のうえ、関係者の皆様にご迷惑をかけないように方針に基づいた対応策が決まり次第、適切に対処する。
 - ・この件についてのお問い合わせは、各税局個人課税課までご連絡下さい。と発表されています。

なにはともあれ、これで年金受取特約の付加された生命保険契約の課税上の取扱いについてはひとつの結論が示されたこととなります。既存契約の生命保険商品においても、あとから特約をつけることが可能なものもあるようです。既契約の見直し等、不明な点は遠慮無く各担当スタッフまでご相談下さい。

<西丸 保幸>

火災保険評価の重要性

火災保険の契約にあっては、建物や家財などの保険の目的を正しく評価する必要があります。保険金額が評価額より高い場合（超過保険）には、評価額を超える部分の保険料はムダになります。一方保険金額が評価額より低い場合（一部保険）には、損害額どおりの保険金が支払われない場合があります。

保険契約の効用を十分に發揮し、契約者の満足を得るために、保険の価値を正しく評価し、適正な評価どおりに保険金額を設定すること（全部保険）がきわめて重要です。

【再調達価額（新価額）と時価額】

評価額には、再調達価額（新価額）基準と時価基準の二種類があります。

再調達価額……保険の目的と同等の建物・家財を新たに新築あるいは購入する（新価額）のに必要な金額

時価額……再調達価額から経年劣化や、使用による消耗分を差し引いた額

※ いずれの評価基準を適用するかは、保険の種類や付帯する特約によって異なります。特約を付帯しない場合は時価額基準となり、再調達価額基準とするためには「価額協定保険特約」などの特約を付帯する必要があります。

【価額協定保険特約を付帯しない場合】

損害保険金は、損害額に保険事故が生じたときの保険価額（時価額）に対する保険金額の割合を乗じて計算されます。これを「比例払方式」といいます。

$$\text{損害保険金} = \frac{\text{損害額}}{\text{保険価額}} \times \text{保険金額}$$

（ただし、支払われる損害保険金は、保険金額または損害額のいずれか低い金額が限度となります。）

【価額協定保険を付帯した場合】

価額協定保険特約を付帯した場合には、比例払方式ではなく、実際の損害額が損害保険金として支払われます。これを「実損払方式」といいます。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額} \quad (\text{ただし、保険金額が限度となります。})$$

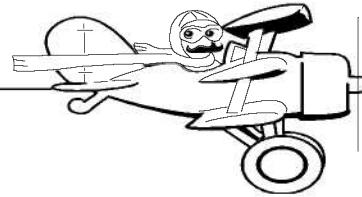
※価額協定保険特約を付帯した場合、基本的には損害額は再調達価額（新価額）を基準として算出されます。つまり、一部損（分損）の場合には修理費が、全損の場合には保険の目的と同等のものの再取得費（再築費用、再購入費用）が支払われます。

担当 星野

経営者のための生命保険講座 第138回

今回のテーマ

先進医療について



医療環境の変化に伴い先進医療が注目を集めています。
テレビで見る機会も増えているのではないでしょうか？
では先進医療とはどのようなものか、概要、代表的な治療についてご案内いたします。

<1>先進医療とは

● 先進医療とは、一般の保険診療で認められている医療水準を越えた最先端の医療技術の中で、**厚生労働省がその種類・医療機関を定めたもの**を指します。

※平成18年10月の健康保険法の改正により、従来の「高度先進医療」と「先進医療」が統合されて、新制度の「先進医療」に再編されました。

<2>定められている技術数

先進医療技術数：113種類（平成22年7月時点）

※先進医療の種類や医療機関は変動しています。対象技術から外れることも多々あります。

<3>一般診療との違い

「先進医療に係わる費用」については**全額自己負担**となります。

患者は一般的な保険診療の場合と比べて、「先進医療に係わる費用」を多く負担することになります。

※「先進医療に係わる費用」以外の、通常の治療と共通する部分（診察・検査・投薬・入院等）の費用は、一般的な保険診療と同様に扱われます。

先進医療の一例

重粒子線治療

（固形がんに係わるものに限る）

重粒子線を体外から病巣に対して照射する治療法です。

メリット

「**切らずに治す**」事ができる！！ 体への負担は非常に軽い。

X線（γ線）、電子線、中性子線は表面付近の線量が最も大きく、深さとともに減衰していきます。一方、陽子線や重粒子線は表面付近の線量が小さく、粒子が停止する付近で最も線量が大きくなるという特徴があります。

この性質を利用すると、体の奥にあるがんに対して線量を効果的に集中させ、がん細胞にダメージを与えることができます。

平均費用：**3,082,325円**

今回紹介した先進医療は一例であり、その他にも様々な技術があります。現在は生命保険でこの先進医療の技術料を保障する保険もあります。

具体的な相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

<担当：西丸保幸>

解雇予告手当の取扱い上の注意点

労働者を解雇する場合使用者は労働者に対して、少なくとも30日前にその予告をするか、即日解雇する場合は30日分以上の平均賃金を支払わなければなりません。これを「解雇予告手当」といいます。

通常の賃金や各種手当とは異なり、特殊な取扱いとなります。厚生労働省の通達でも「解雇予告手当は労働の対象となる賃金ではないから、必ずしも通貨支払、直接支払などの要件を具備しなくても差し支えないものと解されるが、労働者の予測しない収入の中絶を保護するものであるから、賃金に順ずるものとして通貨で直接支払うよう指導されたい」とされています。

【給与計算の取扱】

解雇予告手当は賃金ではありませんので給与額に含めないことです。従って解雇予告手当から雇用保険料や源泉所得税の控除をする必要はありません。次に雇用保険の離職手続きですが、離職証明書に記載する賃金額欄にも、解雇予告手当は含まず、給与額のみを記載します。

【税務上の取扱】

解雇予告手当は退職(解雇)にともなって一時に支払われますので、税金を計算する際は給与所得ではなく、退職所得として計算されます。

退職所得も課税対象ですが、勤続年数に応じ以下のような退職所得控除がありますので、実際には税額が生じない例も少なく無いでしょう

● 退職所得控除

- ・勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数(ただし、80万円未満の場合には80万円)

- ・勤続年数が20年を超える場合

70万円×(勤続年数-20年)+800万円

なお、解雇予告手当を受け取る場合は、退職所得の受給に関する申告書が必要となります。

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせ下さい。



一倉定の経営心得シリーズ

その一一

理想的な経営構造は、
「工場を持たないメーカー」である。

私の頭の中にある理想的な経営構造の一つに「工場を持たないメーカー」というのがある。設備をもち、材料を買って加工をするという形は、それが自社商品であれ、下請け加工であれ、その本質は工賃稼ぎである。

これは、いつまでたってもウダツがあがらないだけではなく、増設増員、増加資金の苦しみと、変化に対応できない硬直化の危険に常にさらされいることになる。どうみても上策とはいえない。それよりも、設備は止むを得ないもののほかは一切もたずに、自らは強い営業力と優れた事業開発力をかねそなえた「頭脳集団による経営」こそ賢明である。生産は、造ること以外に能のない職人会社にやつてもらえばいいのである。このような経営構造ならば、増設に伴う苦しみと危険がないだけではなく、損益分岐点は上がりず、変化に対応する機動力と弾力性を常にもち続けることができるるのである。

今年6月にFX2. NET版(ドットネット)が提供されました。 お使いいただいているお客様の声をご紹介いたします。

2010年6月レベルアップの主な内容

① 社長メニュー（ASP版）

いつでもどこでも自社の業績が確認出来ます！

② データアップロード機能

万が一に備えて自動でバックアップをTKCで保管します！

③ 最新版プログラムダウンロード

最新版をダウンロードすることで、最新版の自計化システムを即座に利用可能となりました。

④ マネジメントレポート設計ツール

予めExcelファイルを設計することで、その後は一度作成したExcelファイルを開けば、常に最新のFX2のデータが連動するため、社内資料作成にかかる時間が短縮されます。

FX2



A社(製造業) 利用機能：社長メニュー(ASP版)

普段仕事をしている工場と、事務所の場所が少し離れています。また、FX2を入力しているPCは一台だけなので、業績を確認したい時にそれが出来ませんでした。社長メニューを利用することで工場からでも業績確認ができる体制が構築できました。自宅からのアクセスも出来るのでとても便利です。



B社(サービス業) 利用機能：データアップロード

以前パソコンが壊れた際、月一回のみUSBメモリでバックアップを行っていたため、復旧に時間がかかりました。データアップロード機能を利用すると、毎日の入力データが自動でTKCに保管されるので非常に安心です。USBメモリと併せて確実なバックアップ体制が出来ました。



C社(サービス業) 利用機能：最新プログラムダウンロード

今までPX2給与計算ソフトにてプログラムダウンロード機能を利用してきました。料率や法改正があった時に最新版数をすぐ利用出来、非常に便利です。FX2でも同様の機能が搭載され、7月からのプログラムレベルアップもインターネットから行っております。

様々なお客様から新しくなったFX2の機能についてご好評の声をいただいております。更なる経理業務の合理化と業績管理に役立つツールとしてFX2. NET版をご利用ください。

これからのお研修

TKC生涯研修(公開セミナー)「お茶一杯から始まった“はとバス”の経営改革」

講師：宮端清次氏 元㈱はとバス 代表取締役社長

原点の会	ホテルニューオータニ長岡	8月20日（金）	10:30～12:30
I T セミナー	三条商工会議所	9月7日（火）	9:00～11:30
	当事務所研修室	9月15日（水）	18:00～21:00

夏期休業のご案内

当事務所は、夏期休暇のため下記の日程を休業させていただきます。

何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。

記

8月13日（金）～8月16日（月）

暑さ厳しき折柄 皆様のご健勝をお祈り申しあげます。

あとがき

毎日暑い日が続いています。

厳しい暑さが続く中、熱中症患者が医療機関に救急搬送されるケース
が多発しています。

熱中症というと暑い環境で起こるものという概念がありますが、ス
ポーツや活動中においては体内の筋肉から大量の熱を発することや脱水
などの影響から、寒いとされる環境でも発症します。

私自身、この暑い時期でも週1～2回、蒸し風呂のような体育館で、
夜、バドミントンで体を動かしています。自分の体力を過信せず、長時
間の運動は控え、こまめに休憩をとり、水分をとるよう心がけています。

星野 千香子

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				



日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp